

議案第 3 号

瑞穂町健康づくり基金条例等の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 26 年 3 月 3 日

提出者 瑞穂町長 石 塚 幸右衛門

(提案理由)

再編交付金を原資とした基金を活用して事業を行うに当たり、該当事業を明確にするため、条例の一部を改正する必要があるので、本案を提出する。

瑞穂町健康づくり基金条例等の一部を改正する条例

(瑞穂町健康づくり基金条例の一部改正)

第 1 条 瑞穂町健康づくり基金条例（平成 20 年条例第 17 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条中「第 1 条の目的を達成するため」を「駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法施行令（平成 19 年政令第 268 号）第 2 条各号に規定する事業のうち、再編交付金交付要綱（平成 19 年防衛省訓令第 127 号）第 3 条第 1 項第 8 号に規定する継続特別事業で、規則で定める事業に要する経費に充てる場合に限り」に改め、同条の次に次の 1 条を加える。

(委任)

第 6 条 この条例に定めるもののほか、基金の管理について必要

な事項は、町長が別に定める。

(瑞穂町安全・安心まちづくり基金条例の一部改正)

第2条 瑞穂町安全・安心まちづくり基金条例（平成20年条例第37号）の一部を次のように改正する。

第5条中「第1条の目的を達成するため」を「駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法施行令（平成19年政令第268号）第2条各号に規定する事業のうち、再編交付金交付要綱（平成19年防衛省訓令第127号）第3条第1項第8号に規定する継続特別事業で、規則で定める事業に要する経費に充てる場合に限り」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、基金の管理について必要な事項は、町長が別に定める。

(瑞穂町教育向上基金条例の一部改正)

第3条 瑞穂町教育向上基金条例（平成20年条例第38号）の一部を次のように改正する。

第5条中「第1条の目的を達成するため」を「駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法施行令（平成19年政令第268号）第2条各号に規定する事業のうち、再編交付金交付要綱（平成19年防衛省訓令第127号）第3条第1項第8号に規定する継続特別事業で、規則で定める事業に要する経費に充てる場合に限り」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、基金の管理について必要な事項は、町長が別に定める。

(瑞穂町福祉バス運行基金条例の一部改正)

第4条 瑞穂町福祉バス運行基金条例（平成21年条例第27号）の一部を次のように改正する。

第5条中「第1条の目的を達成するため」を「駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法施行令（平成19年政令第268号）第2条各号に規定する事業のうち、再編交付金交付要綱（平成19年防衛省訓令第127号）第3条第1項第8号に規定する継続特別事業で、規則で定める事業に要する経費に充てる場合に

限り」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、基金の管理について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

第1条による改正

瑞穂町健康づくり基金条例 新旧対照表

新	旧
<p>第1条から第4条 略 (処分)</p> <p>第5条 基金は、<u>駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法施行令(平成19年政令第268号)第2条各号に規定する事業のうち、再編交付金交付要綱(平成19年防衛省訓令第127号)第3条第1項第8号に規定する継続特別事業で、規則で定める事業に要する経費に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。</u></p> <p>(委任)</p> <p>第6条 <u>この条例に定めるもののほか、基金の管理について必要な事項は、町長が別に定める。</u></p> <p>附 則 <u>この条例は、平成26年4月1日から施行する。</u></p>	<p>第1条から第4条 略 (処分)</p> <p>第5条 基金は、<u>第1条の目的を達成するため、その全部又は一部を処分することができる。</u></p>

第2条による改正

瑞穂町安全・安心まちづくり基金条例 新旧対照表

新	旧
<p>第1条から第4条 略 (処分)</p> <p>第5条 基金は、<u>駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法施行令(平成19年政令第268号)第2条各号に規定する事業のうち、再編交付金交付要綱(平成19年防衛省訓令第127号)第3条第1項第8号に規定する継続特別事業で、規則で定める事業に要する経費に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。</u></p> <p>(委任)</p> <p>第6条 <u>この条例に定めるもののほか、基金の管理について必要な事項は、町長が別に定める。</u></p> <p>附 則</p> <p><u>この条例は、平成26年4月1日から施行する。</u></p>	<p>第1条から第4条 略 (処分)</p> <p>第5条 基金は、<u>第1条の目的を達成するため、その全部又は一部を処分することができる。</u></p>

第3条による改正

瑞穂町教育向上基金条例 新旧対照表

新	旧
<p>第1条から第4条 略 (処分)</p> <p>第5条 基金は、<u>駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法施行令(平成19年政令第268号)第2条各号に規定する事業のうち、再編交付金交付要綱(平成19年防衛省訓令第127号)第3条第1項第8号に規定する継続特別事業で、規則で定める事業に要する経費に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。</u></p> <p>(委任)</p> <p>第6条 <u>この条例に定めるもののほか、基金の管理について必要な事項は、町長が別に定める。</u></p> <p>附 則</p> <p><u>この条例は、平成26年4月1日から施行する。</u></p>	<p>第1条から第4条 略 (処分)</p> <p>第5条 基金は、<u>第1条の目的を達成するため、その全部又は一部を処分することができる。</u></p>

第4条による改正

瑞穂町福祉バス運行基金条例 新旧対照表

新	旧
<p>第1条から第4条 略 (処分)</p> <p>第5条 基金は、<u>駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法施行令(平成19年政令第268号)第2条各号に規定する事業のうち、再編交付金交付要綱(平成19年防衛省訓令第127号)第3条第1項第8号に規定する継続特別事業で、規則で定める事業に要する経費に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。</u></p> <p><u>(委任)</u></p> <p>第6条 <u>この条例に定めるもののほか、基金の管理について必要な事項は、町長が別に定める。</u></p> <p><u>附 則</u> <u>この条例は、平成26年4月1日から施行する。</u></p>	<p>第1条から第4条 略 (処分)</p> <p>第5条 基金は、<u>第1条の目的を達成するため、その全部又は一部を処分することができる。</u></p>